

人生の最終段階を迎える患者・家族
の意思決定支援における一考察
～MSWの視点から～

事例紹介

A氏（40代、男性）

不動産会社勤務

舌がん（多発転移あり）の診断

両親・弟と4人暮らし

仕事の関係で、他県にて1人暮らしをしていたが、診断を機に帰省

手術、放射線治療、化学療法を経てBSCの方針となる

支援展開

X年Y月 医師より本人・両親へICあり。腫瘍増大により、今後は緩和的抗がん剤治療へ移行する旨が伝えられる。

医師のIC中、両親は流涙する様子も見られ、本人の病気に対する受容ができていない様子であった。

Y月上旬 医師より在宅調整依頼あり。MSW介入となる。本人より自宅退院希望あり、訪問診療・訪問看護導入となる。

Y月上旬 医師より家族へIC。抗がん剤治療の効果が得られず、緩和ケアへ移行となる。

Y月中旬 在宅医・訪問看護含めカンファレンス実施。本人は倦怠感より参加できず。

Y月下旬 自宅退院となる。

Y+2ヶ月後 訪問看護師へモニタリング実施

入院中の本人・家族からの聞き取り

A氏	家族
<p>Y月上旬 在宅クリニックへ介入の相談を実施。</p> <p>A氏「食事のことを考えると、今はずっと同じ物（嚥下ゼリー）を食べているから、家に帰ったほうが気分にあったものを食べられる。」</p> <p>「舌癌の痛みの取り方とかはネットで調べています。」</p> <p>Y月中旬 両親の思いをMSWから本人に伝えた。</p> <p>A氏「前から母の方が心配性なところがありました。」</p> <p>また、仕事のことについて本人「まだ、今後のイメージが出来ていないから動けないところもあります。会社の人とは連絡を取っています。」</p>	<p>Y月上旬 IC後、両親との初回面談</p> <p>父「今後のことは分からないけれど、本人の意思を尊重したいと思っています。本人はマメだから、病気のことでもスマートフォンでたくさん調べていると思います。」</p> <p>Y月中旬 在宅医療についてMSWより父に相談。</p> <p>父「息子は帰りたと言っているんですね。妻とも相談してみます。」</p> <p>Y月中旬 看護師同席のもと、両親と面談（入院中の様子や本人の自宅退院に向けての希望を伝えた。）</p> <p>父「自分で少しでも食べられていると聞いて安心しました。家で私たちができることは協力します。」</p>



A氏

家に帰って好きな
ものを好きな時に
食べたい



母

息子が好きな
果物で口に入れやすい
スムージを作
りたい



父

息子が帰って
きた時のため
に段差を解消
させよう

家族・在宅支援者の協力を得ながら自宅での療養が可能ではないか

⇒訪問診療・訪問看護導入したうえで、自宅退院の方針となった

退院後のモニタリングにて

退院より2ヶ月後、訪問看護師へその後の様子を確認。

退院2週間後より増悪あったが、本人の「家に居たい」という気持ちが強くと、在宅療養を継続。その後寝たきり状態となった。

介護負担もあったことから緩和ケア病院への入院が決まっていたが、入院前に本人の病状が急変し、逝去された。

在宅療養中は母親が落ち着いて対処していた。一方で父親からは興奮・激昂した姿も見られていた。

両親は最終的には、自宅で看取れたことに安堵しておられたとのことであった。

本事例で私が難しいと感じた点

- ① A氏に対する意思決定支援
- ② A氏の意思決定を他者（家族・支援者）へ表出させること

人生の最終段階における医療・ケアの在り方

医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて医療・ケアを受ける本人が支援者と話し合いを行い、本人による意思決定を基本とした上で、人生の最終段階における医療・ケアを進めることが最も重要な原則である。

- 本人の意思は変化するものであることを踏まえ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるような支援
- 本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等の信頼できる者も含め、本人との話し合いが繰り返し行われることが重要

A氏のこれまでの人生観や価値観、どのような生き方を望むかを含め、できる限り把握すること

A氏のことをA氏主体で表出してもらい、家族も含めた支援者との間で話しあうこと

MSWとして...

A氏のケースを通じて、患者・家族が療養についての選択肢をしっかりと把握し、選んでもらうことの重要性、それらを患者・家族間で向き合って選択することの重要性、難しさを学んだ。

患者本人や家族に寄り添う中で意思を引き出し、それらを代弁するのみでなく、患者本人が表出できるような環境づくりを家族や支援者と一緒に行っていく。

参考文献

厚生労働省（2018）「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」

ご清聴ありがとうございました